岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成22年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第10号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例(昭和38年岩手県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前							改正後							
表第2(第	913条関係)					另	表第2(第	(13条関係)						
区分	工作物を設置す		地下埋設物を設置す		勿を設置す		区分	工作物を設置す	作物を設置す		地下埋設物を設置す			
	る場合(電柱類	る場合(電柱類 工作物を 電柱類を る場合				る場合(電柱類		工作物を	電柱類を	る場合				
	又は地下埋設物	設置しな	設置する	外径40セ	外径40セ			又は地下埋設物	設置しな	設置する	外径40セ	外径40セ		
施設の	を設置する場合	い場合	場合	ンチメー	ンチメー		施設の	を設置する場合	い場合	場合	ンチメー	ンチメー		
種類	を除く。)			トル未満	トル以上		種類	を除く。)			トル未満	トル以上		
岸壁	[略]		1本ごと	1 メート	1 メート		岸壁	[略]		1本ごと	1 メート	1メート		
物揚場			に1年に	ルまでご	ルまでご		物揚場			に1年に	ルまでご	ルまでご		
桟橋			つき 770	とに1年	とに1年		桟橋			つき 530	とに1年	とに1年		
船揚場			<u>円</u>	につき <u>140</u>	につき <u>360</u>		船揚場			<u>円</u>	につき <u>110</u>	につき <u>200</u>		
漁具干場				<u>円</u>	<u>円</u>		漁具干場				<u>円</u>	<u>円</u>		
漁港施設							漁港施設							
用地							用地							
荷さばき							荷さばき							
所							所							
野積場							野積場							
道路							道路							
[略]							[略]							
表第5(第	写14条関係)					另	]表第5(第	514条関係)						
区 分	工作物を設置す	工作物を	電柱類を	地下埋設物	勿を設置す		区分	工作物を設置す	工作物を	電柱類を	地下埋設物	勿を設置す		

	る場合(電柱類	設置しな	設置する	る場合			る場合(電柱類	設置しな	設置する	る場合	
	又は地下埋設物	い場合	場合	外径40セ	外径40セ		又は地下埋設物	い場合	場合	外径40セ	外径40セ
	を設置する場合			ンチメー	ンチメー		を設置する場合			ンチメー	ンチメー
	を除く。)			トル未満	トル以上		を除く。)			トル未満	トル以上
水域	[略]		1本ごと	1 メート	1メート	水域	[略]		1本ごと	1 メート	1 メート
公共空地			に1年に	ルまでご	ルまでご	公共空地			に1年に	ルまでご	ルまでご
			つき 770	とに1年	とに1年				つき 530	とに1年	とに1年
			<u>円</u>	につき <u>140</u>	につき <u>360</u>				<u>円</u>	につき <u>110</u>	につき <u>200</u>
				<u>円</u>	<u>円</u>					<u>円</u>	<u>円</u>
[略]						[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。